

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第26号）（消防局予防部）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項の区分が変更されること及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）の施行による建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項第1号イ中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第46条の5各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「並びに(6)項イ及びロ」を「及び(6)項イからハまで」に改める。

第52条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「(6)項イ又は(6)項ロ」を「又は(6)項イからハまで」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局予防部)